

第 89 号議案

東三河広域連合の設置について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項の規定により、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村に関する事務を処理するため、次のとおり規約を定め、東三河広域連合を設置するものとする。

平成26年12月3日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

東三河広域連合規約

別紙のとおり

提案理由

東三河広域連合の設置に伴い、必要な事項を定めるため提案する。

東三河広域連合規約

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、東三河広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村（以下「構成市町村」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、構成市町村の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）及び介護保険法施行法（平成9年法律第124号）に規定する介護保険に関する事務で、次に掲げるもの
 - ア 保険者の統合に関すること。
 - イ 第7期介護保険事業計画の策定に関すること。
 - ウ ア及びイの事務に附帯すること。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき構成市町村が賦課した地方税及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき構成市町村が保険者として賦課した国民健康保険料に係る滞納事案のうち、構成市町村の長が広域連合への移管の手続を行った事案に係る滞納整理等に関する事務
- (3) 社会福祉法人に関する事務のうち、構成市町村のそれぞれの市が行う次に掲げるもの
 - ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条第1項第1号に基づき所轄庁として実施する事務（同法第6章に規定するものに限る。）
 - イ 社会福祉法第56条第1項に規定する事務
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条に規定する市町村審査会の設置及び運営に関する事務
- (5) 消費者安全法（平成21年法律第50号）第8条第2項に規定する消費生活相談等に関する事務
- (6) 航空写真撮影及び地形図データ作成に関する事務

- (7) 広域（2以上の構成市町村にまたがる区域をいう。）にわたる新たな連携事業の調査研究に関する事務
- (8) 事務権限の移譲に係る調査研究に関する事務
- (9) 構成市町村が一体となって取り組む事業で、次に掲げるもの
 - ア 公共施設の相互利用に関すること。
 - イ 職員研修に関すること。
 - ウ 情報発信に関すること。

（広域連合の作成する広域計画の項目）

第5条 広域連合の作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項に規定する広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる項目について記載するものとする。

- (1) 前条に規定する事務の処理に関連して広域連合及び構成市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

（広域連合の事務所の位置）

第6条 広域連合の主たる事務所は、愛知県豊橋市八町通二丁目16番地に置く。

（広域連合の議会の組織）

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、26人とする。

（広域連合議員の選挙の方法）

第8条 広域連合議員は、構成市町村の議会の議員のうちから、構成市町村の議会においてこれを選挙する。

2 構成市町村において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 豊橋市 7人
- (2) 豊川市 4人
- (3) 蒲郡市 3人
- (4) 新城市 3人
- (5) 田原市 3人
- (6) 設楽町 2人
- (7) 東栄町 2人
- (8) 豊根村 2人

3 構成市町村の議会における選挙については、地方自治法第118条の規定の例による。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、構成市町村の議会の議員としての任期による。ただし、後任者が就任する時まで在任する。

2 前項の規定にかかわらず、広域連合議員が、構成市町村の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長7人を置く。

2 広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、あらかじめ広域連合長が指定する順によって副広域連合長がその職務を代理する。

(広域連合の執行機関の選任方法)

第12条 広域連合長は、構成市町村の長のうちから、構成市町村の長が投票により、これを選挙する。

2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長以外の構成市町村の長をもって充てる。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、構成市町村の長としての任期による。

2 広域連合長及び副広域連合長が構成市町村の長でなくなったときは、同時にその職を失う。

(補助職員)

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に会計管理者その他の必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、構成市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に、監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1) 構成市町村の負担金

(2) 国及び県の支出金

(3) その他の収入

2 前項第1号に規定する構成市町村の負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、別表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める負担割合により按分する。

(委任)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、愛知県知事の許可のあった日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から平成27年3月31日までの間における第4条第1号、第3号から第5号まで及び第7号から第9号までに規定する事務は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に関する事務の準備行為とする。
- 3 施行日から平成28年3月31日までの間における第4条第2号及び第6号に規定する事務は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に関する事務の準備行為とする。
- 4 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における第4条第5号に規定する事務は、同号の規定にかかわらず、消費生活専門相談員等の育成、消費生活に係る情報発信及びこれらに附帯する事務に限るものとする。

別表（第17条関係）

経費の区分	負担割合
共通経費	人口割
第4条第1号に規定する事務に係る経費	高齢者人口割
第4条第2号に規定する事務に係る経費	人口割
第4条第3号に規定する事務に係る経費	社会福祉法人数割
第4条第4号に規定する事務に係る経費	障害支援区分認定審査件数割
第4条第5号に規定する事務に係る経費	人口割
第4条第6号に規定する事務に係る経費	基準面積割
第4条第7号に規定する事務に係る経費	人口割
第4条第8号に規定する事務に係る経費	人口割
第4条第9号に規定する事務に係る経費	人口割

備考

- 1 「人口割」は、予算の属する年度の前年度の9月30日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 2 「高齢者人口割」は、予算の属する年度の前年度の9月30日現在の住民基本台帳に基づく満65歳以上人口による。
- 3 「社会福祉法人数割」は、予算の属する年度の前年度の3月31日現在の社会福祉法人数による。
- 4 「障害支援区分認定審査件数割」は、予算の属する年度前3年間の審査件数の総数による。
- 5 「基準面積割」は、当該事務の実施区域の面積を用いて次の式により算出した面積（単位はhaとし、小数点第1位を四捨五入する。）による。

$$(\text{都市計画区域面積} + \text{準都市計画区域面積}) \times 1.0 + \text{その他の区域面積} \times 0.7$$